

条例等立案表

<p>題名 徳島県教職員被服等貸与規則の一部を改正する規則</p>		<p>課(室)名 福利厚生課</p>
<p>担当者名 桑村 寿美子</p>		<p>電話番号 三一七五</p>
<p>制定理由 県立学校の学科再編に伴い、被服等の貸与対象者について所要の整理をする必要がある。</p>		
<p>あらまし 一 県立学校の学科再編に伴い、被服等の貸与対象者について所要の整理を行うこととした。 二 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。</p>		
<p>予算上の措置</p>		
<p>関係法規</p>		
<p>法令審査会 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 否</p>		
<p>備考</p>		

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教職員被服等貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好登美子

徳島県教職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

徳島県教職員被服等貸与規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中県立学校に勤務する実習主任及び実習助手で下欄に掲げる学科等の実験実習、機

具立学校に勤務する実習主任及び実習助手（体育の授業における実技指導等に従事するものを除く。）

能訓練又はその補助に従事するものの項を

作業用手袋（農業、工業、水産及び美術に関する学科の実験又は実習に従事する職員で福利厚生課長が指定するものに限る。）	六	二年
作業服上・下又は白衣	二	二年
	一年	

に改め、同表電話交換業務に従事する職員の項

を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(新旧対照表)

(新)別表(第二条、第三条関係)

貸与対象者		貸与品目	員数	貸与期間
県立学校に勤務する実習主任及び実習助手(体育の授業における実技指導等に従事するものを除く。)		作業服上・下 又は白衣	二	二年
作業用手袋(農業、工業、水産及び美術に関する学科の実験又は実習に従事する職員で、福利厚生課長が指定するものに限る。)			六	一年

(削除)

(旧)別表(第二条、第三条関係)

貸与対象者		貸与品目	員数	貸与期間
県立学校に勤務する実習主任及び実習助手(下欄に掲げる学科等の実験実習、機能訓練又はその補助に従事するもの)		作業服上・下 又は白衣 作業用手袋	二 六	二年 一年
農業科、生物資源類、産業技術科、農林科、園芸科、生産流通科、造園土木科、農業科学類、漁業科、海洋生産科、機関科、海洋工学科、機械科、工業Ⅱ類機械コース、電気科、工業Ⅱ類電気応用システムコース、電子科、電子機械科、工業Ⅱ類電子機械コース、土木科、工業Ⅰ類都市システムコース、建築科、工業Ⅰ類建築コース、産業工芸科、情報技術科及び芸術科 理科、商業科、情報処理科、流通経済科、会計科、経営情報科、ビジネス類、工業Ⅰ類工業デザインコース、工業化学科、インテリア科、被服科、生活文化科、食物科、家政科、生活科、福祉科、衛生看護科、水産食品科、通信技術科、理美容科、研修科、理療科、理学療法科、保健医療科、生活科学科及び知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)*である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部				

電話交換業務に従事する職員

電話交換業務に従事する職員		貸与品目	員数	貸与期間
夏服上	冬服上		二	二年
二	二		二	二年